

2021年3月1日

お客さま 各位

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について(2021年2月26日一部変更)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からの要請に基づく特別措置として、電気料金の支払期日の延長を適用しております。(2020年3月27日、4月30日、5月18日、7月2日、7月27日、8月17日、9月7日、10月19日、11月25日、12月24日および2021年2月2日お知らせ済み)

このたび特別措置の内容を一部変更することとしましたのでお知らせいたします。

＜特別措置の適用対象となるお客さま＞

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま(受けるための手続きをされているお客さまを含む)、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

＜特別措置の内容＞

2020年11月分、12月分、2021年1月分、2月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。また、2021年3月分を1ヶ月間延長いたします。

(参考) 変更箇所

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020年3月分～10月分	5ヶ月間	
11月分	4ヶ月間	<u>5ヶ月間</u>
12月分	3ヶ月間	<u>4ヶ月間</u>
2021年1月分	2ヶ月間	<u>3ヶ月間</u>
2021年2月分	1ヶ月間	<u>2ヶ月間</u>
2021年3月分	-	<u>1ヶ月間</u>

＜特別措置の申込方法＞

ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくはこちら(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-shikin1/index.html

小売電気事業者 株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ(A0461) 代表取締役 柏木 秀 〒136-0071 東京都江東区亀戸1丁目36番8号 新亀戸ビルヂング5階
【電気需給契約に関するお手続き・お問い合わせ】 TEL 0120-228-267 (年末年始を除く全日 9:00～17:00)